び第二十八号から第四十号まで並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）

（略）

（略）

（略）

○防衛省令第六号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第三項及び第六十七条第一項（同法第七十五条の八において準用する場合を含む。）並びに自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第九十七条の二（同令第百二条の七において準用する場合を含む。）及び第九十七条の六（同令第百二条の七において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十七日

防衛大臣　小野寺五典

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　［略］	第一章・第二章　［同上］
第三章　隊員	第三章　隊員
第一節～第十節　［略］	第一節～第十節　［同上］
第十一節　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供（第八十六条の四）	第十一節　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供（第八十六条の四）
第十二節　予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金の支給（第八十六条の四の二・第八十六条の四の三）	
（年齢の範囲）	（年齢の範囲）
第二十五条　次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。	**第二十五条**　次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。
一　二等陸士、二等海士又は二等空士　年齢十八歳以上三十三歳未満	一　二等陸士、二等海士又は二等空士　年齢十八歳以上二十七歳未満
二　［略］	二　［同上］
2　自衛官候補生の採用は、年齢十八歳以上三十三歳未満の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。	2　自衛官候補生の採用は、年齢十八歳以上二十七歳未満の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。
（年齢の制限）	（年齢の制限）
第三十三条　予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。	**第三十三条**　予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。
一　陸士長、海士長又は空士長以下の階級を指定しようとする者にあつては、十八歳以上五十五歳未満	一　陸士長、海士長又は空士長以下の階級を指定しようとする者にあつては、十八歳以上三十七歳未満
二　［略］	二　［同上］

び第二十八号から第四十号まで並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）

（略）

（略）

（略）